

子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業

平成30年度 新規・拡充等 事業一覧
(予定)

平成30年2月

新 宿 区

子ども家庭部子ども家庭課

目次

新規事業	1
[7事業]	
拡充事業	2
[8事業]	
変更事業	4
[5事業]	

子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業一覧の見方

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	担当課	妊	乳	小	中	高	青
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「子供の貧困対策に関する大綱」 第4 指標の改善に向けた当面の重点施策（10ページ～21ページ）の項目に対応しています。 </div>			事業名	事業内容	〇〇課	事業の対象となる年齢区分に○をつけています。 妊・・・妊娠期 乳・・・乳幼児期 小・・・小学生 中・・・中学生 高・・・～18歳未満（高校生等） 青・・・青年期（18歳～）					
例 1 教育の支援	1-(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	1-(1)-① 学校教育による学力保障	放課後等学習支援	授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題のある児童・生徒などに対し、放課後等の時間を活用し、一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導を実施するため放課後等学習支援員を配置します。	教育支援課			○	○		

<新規事業> 7事業

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	担当課	妊	乳	小	中	高	青
1 教育の支援	1-(3) 就学支援の充実	1-(3)-③ 特別支援教育に関する支援の充実	特別支援教育の推進	特別支援教育推進員を学校に派遣し、発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を行うなど、校内指導体制の充実を図ります。 また、全小学校にまなびの教室を設置し、拠点校に配置した教員が発達障害等のある児童の在籍校を巡回し、児童へ適切な指導を行います。	教育支援課 学校運営課		○	○	○		
1 教育の支援	1-(3) 就学支援の充実	1-(3)-③ 特別支援教育に関する支援の充実	中学校への特別支援教室の開設	発達障害等のある生徒が、それぞれの障害の特性に応じた指導を在籍校で受けられるよう、平成30年度は中学校3校に特別支援教室を設置するとともに、全校実施に向けた施設整備を行い、発達障害等のある生徒への指導の一層の充実を図ります。	教育支援課				○		
4 経済的支援	4-⑤ 生活保護世帯の子供の進学時の支援		生活保護受給世帯の大学等進学支援費	大学等への進学を目指す生活保護受給世帯の高校生を対象に、大学等受験料を支給します。 ※平成29年度から支給開始	生活福祉課 保護担当課					○	
4 経済的支援	4-⑤ 生活保護世帯の子供の進学時の支援		生活保護世帯の高校生が大学等に進学する際の進学準備給付金（仮称）	生活保護受給世帯の高校生が大学等に進学した場合に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。 ※国において検討中の制度であり、国会での審議を経て決定されるため、内容が変更されることがあります。	生活福祉課 保護担当課					○	
5 国際社会への対応			ICTを活用した英語教育の推進	学習指導要領の改訂に伴い、小学校3・4年生で外国語活動が導入されるとともに、小学校5・6年生で英語が教科化されることをふまえ、英語の習得と国際感覚の醸成のため、全小学校にデジタル教材を導入し、英語に対する関心・意欲を高めるとともに、効果的・効率的な学習に結び付くように活用します。	教育支援課			○			
5 国際社会への対応			英検チャレンジ	生徒が自らの英語力を確認し、目標を持って学習に取り組むことができるようにするために、実用英語技能検定（英検）受験を希望する原則中学2年生を対象として、英語受験にかかる費用について補助します。 合格に向け、英語の4つの技能（聞く、読む、話す、書く）による能力を重視した指導を行い、生徒の英語力の向上につなげます。	教育支援課				○		
その他の支援			支援施策ガイドの作成・配付	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう、区立小・中学生全世帯に支援施策ガイドを配付し、周知の充実を図ります。	子ども家庭課			○	○		

< 拡充事業 > 8事業

※下線部が変更箇所

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	担当課	妊	乳	小	中	高	青
1 教育の支援	1-(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	1-(1)-③ 地域による学習支援	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	<p>すべての区立小・中学校が地域協働学校となったことをふまえ、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくるとともに、チームとして子どもたちの成長にかかわり、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。</p> <p>また、これまで学校運営協議会に参加する機会のなかった地域団体やNPO、地域の企業、大学等へ呼び掛けて学校運営協議会と地域との連絡会を開催し、人材確保や周知活動等に取り組むことで、地域と学校の連携をさらに推進し、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりを推進していきます。</p> <p>さらに、小中連携型地域協働学校を実施することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係が強化されることとなり、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。</p>	教育支援課			○	○		
1 教育の支援	1-(5) 生活困窮世帯等への学習支援		生活保護受給世帯の小中学生及び高校生への学習環境整備支援	<p>生活保護受給世帯の小中学生及び高校生を対象に基礎学力向上等を目的として、学習塾等への通塾費用を支給します。</p> <p>※平成29年度から支援対象を高校生まで拡大</p>	生活福祉課 保護担当課			○	○	○	
2 生活の支援	2-(1) 保護者の生活支援	2-(1)-② 保育等の確保	放課後子どもひろばの拡充	<p>余裕教室等学校施設を活用して、放課後に子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士が交流できる遊びと学びの場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施しています。23所の放課後子どもひろばでは、学童クラブの利用要件のある児童を対象に、出欠管理や時間延長等の機能を付加して実施しています。</p>	子ども総合センター			○			
2 生活の支援	2-(2) 子どもの生活支援	その他（子ども）	心身障害者への助成・在宅重度心身障害者への助成（紙おむつ等支給、巡回入浴サービス等）	<p>【補装具等の支給】障害の状況に応じて適切な補装具、日常生活用具等を支給します。なお、補装具の一部の種目については、貸与も可能です。</p> <p>【障害者歯科検診】一般歯科診療機関では治療が困難な障害者に対し、専門の医療機関で歯科診療を行います。</p> <p>【その他】紙おむつ支給、福祉タクシー等</p>	障害者福祉課		○	○	○	○	○

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	担当課	妊	乳	小	中	高	青
2 生活の支援	2-(4) 子どもの就労支援	2-(4) その他（就労意欲はあるものの様々な課題を抱え、一般就労に結びつかない子どもへの就労支援）	だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進	新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて、働く意欲はあるものの一般就労に結びつきにくい障害者、高齢者、若年非就業者等に対して、就労機会の提供を行うことにより、就労支援を実施しています。 若年非就業者に対しては、新たに「若者ここ・からステップアップ事業」を開始し、支援の拡充を行います。	消費生活就労支援課					○	○
2 生活の支援	2-(6) その他の生活支援	2-(6)-② 住宅支援	区民住宅・特定住宅の管理運営	区民住宅：義務教育修了前の子を扶養する世帯で、所得が一定基準の区民に対し住宅を提供します。 特定住宅：20歳未満の子を扶養する世帯で、所得が一定基準の国内在住者に対し住宅を提供します。	住宅課		○	○	○	○	△ 20 歳 未 満
2 生活の支援	2-(6) その他の生活支援	2-(6)-② 住宅支援	高齢者や障害者等の住まいの安定確保	高齢者、障害者及びひとり親世帯で、民間賃貸住宅の賃貸借契約の際に保証会社を利用する世帯に、保証会社のあつ旋をし、初回保証料を助成します。また、あつ旋を受けずに保証会社と契約した場合で、一定の条件に該当した世帯にも初回保証料を助成します。	住宅課		○	○	○	○	
5 国際社会への対応			外国人英語教育指導員の配置	小学校における英語教育では、低学年から英語を身近な言語に感じ、また英語を活用し積極的にコミュニケーションを図ることができる能力を高めることが重要です。 このことから、全学年に対し外国人英語教育指導員による質の高い授業を実施することで、英語教育の充実を図るとともに、外国の文化や生活に触れる機会とし、国際理解を深めていくことにつなげます。 中学校においても、英語の授業や英語の部活動等に外国人英語教育指導員を指導助手として配置し、生徒が英語に触れる機会の充実を図ります。	教育支援課			○	○		

＜変更事業＞ 5事業

※下線部が変更箇所

大項目	中項目	小項目	事業名	事業内容	担当課	妊	乳	小	中	高	青
1 教育の支援	1-(3) 就学支援の充実	1-(3)-① 義務教育段階の就学支援の充実	就学援助	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助します。 <u>新入学学用品費の前倒し支給を実施しています。</u>	学校運営課			○	○		
1 教育の支援	1-(3) 就学支援の充実	1-(3)-③ 特別支援教育に関する支援の充実	巡回指導・相談体制の充実	学識経験者や心理職などの専門家が各学校・幼稚園を巡回し、 <u>発達障害のある児童・生徒などに対する適切な指導や必要な支援について指導・助言します。</u>	教育支援課 学校運営課		○	○	○		
2 生活の支援	2-(1) 保護者の生活支援	2-(1)-② 保育等の確保	認定こども園等への施設型給付等（私立認定こども園・地域型保育事業）	教育と保育を一体的に行う認定こども園や会社等が設置する事業所内保育所など、教育・保育施設及び地域型保育事業を利用する就学前の子どもに対し、その費用を施設型給付費等により施設を通じて給付します。	保育指導課		○				
5 国際社会への対応			創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進	幼児・児童・生徒が、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義等を理解するとともにスポーツ等を通して、心身の調和的発達を遂げられるようにします。	教育指導課		○	○	○		
その他の支援			協働推進基金助成金	区財源と区民・事業者等からの寄附金を財源とした協働推進基金を活用し、NPO等の社会貢献活動を目的とする団体が単独または区と協働で実施する事業に助成します。	地域コミュニティ課	○	○	○	○	○	○